



2006年 5月11日

各 位

大阪市淀川区西宮原1丁目7番31号
I D E C 株式会社
代表者名 代表取締役社長 船木俊之
(コード番号 6652)
問合せ先
責任者役職名 常務執行役員経営管理担当
氏 名 土 谷 泰 三
T E L (06) 6398-2500

内部統制システム整備に関する基本方針について

当社は、2006年5月11日開催の取締役会において、内部統制システムの整備に関する基本方針について、下記のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制（会社法第362条第4項第6号）（会社法施行規則第100条第1項第4号）
 - (1) 当社では、法令遵守、公平・公正な態度、社会倫理に反する行為の禁止、風紀・秩序の維持、差別の禁止、違反についての是正措置などの基本姿勢をはじめとするコンプライアンスに関する事項について「行動基準」を定めており、取締役および使用人はその内容を遵守すべく、周知徹底をはかり、運用を行っております。
 - (2) 職場での企業倫理等に関する相談窓口および代表取締役社長を委員長とした「企業倫理委員会」を設置しており、当該委員会においては、①当社および当社の国内子会社の遵法体制・倫理体制の構築、それらの状況の監視、②企業倫理に関する監査報告への指導・助言、③企業倫理に関する教育計画、教育活動についての指導・助言・承認、④相談窓口からの連絡に対する対応・指導・助言、⑤その他有事の発生時の対応・助言・指導を任務としております。
 - (3) 取締役および使用人に対し、担当部署である社長室法務グループから、コンプライアンスおよび法令等に関する定期的な情報の提供を行い、またコンプライアンスに関する教育・啓発活動も定期的に行っております。
 - (4) その他取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制に関する社内規程・運用等を定期的に見直し、整備いたします。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制（会社法施行規則第100条第1項第1号）

- (1) 株主総会に関する文書、取締役会その他重要な会議に関する文書、稟議書、契約書、その他取締役が職務の執行に係る情報が記載された文書（電磁的記録を含む。以下同じ）について、文書管理規程、稟議規程、秘密情報管理規程、情報セキュリティポリシー基本規程等の社内規程に従った保存、管理を行っております。
- (2) その他取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制に関わる社内規程・運用等を定期的に見直し、整備いたします。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制（会社法施行規則第100条第1項第2号）

- (1) 当社における危機をあらかじめ回避するとともに、万一危機が発生した場合にもその被害を最小限に抑制することを目的とした「危機管理規程」を制定し、運用を行っております。
- (2) 「危機管理規程」に従い、代表取締役社長を委員長とした「危機管理委員会」を設置しており、危機発生の防止、危機発生時の迅速な対応ができるよう努めております。
- (3) その他損失の危険の管理に関する規程その他の体制に関する社内規程・運用等を定期的に見直し、整備いたします。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則第100条第1項第3号）

- (1) 当社では、1998年より執行役員制度を導入し、業務執行と監督の分離を実現させており、具体的には意思決定と取締役および執行役員の業務執行状況の監督を取締役会が行っております。さらに取締役会の機能を強化し経営効率を向上させることを目的に、社長が議長を務める経営会議を設け、事前審議を行うとともに、取締役会からの権限委譲範囲内において意思決定を行っております。
- (2) 取締役および使用人において、各職位の職務および責任権限ならびに各組織単位の業務分掌について定めた「職務権限規程」を制定し効率的経営を行うとともに、それに従った職務・責任体制で業務が行われているか定期的に監査も行っております。
- (3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制に関する社内規程・運用等を定期的に見直し、整備いたします。

5. 当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制（会社法施行規則第100条第1項第5号）

- (1) 当社では、当社とそのグループ会社が相互に協力し、ともに繁栄をはかるために必要な事項および関係会社に対する管理、指導、育成上の基本的な事項を定めた「関係会社管理規程」を制定し、運用を行っております。
- (2) グループ会社に対しても上記1から4の事項についての体制が準用されています。
- (3) その他グループ会社における業務の適正を確保するための体制に関する社内規程・運用等を定期的に見直し、整備いたします。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項（会社法施行規則第100条第3項第1号） および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項（会社法施行規則第100条第3項第2号）

当社では、現在、監査役の職務を補助すべき使用人は配置しておりませんが、その必要が生じた場合、もしくは監査役の求めがあった場合には、監査役と協議のうえ合理的な配置を行うものとしたします。

また、当該使用人の人事については、評価、賃金等の問題も含め、監査役の事前の同意を得たうえで決定するものとし、取締役会からの独立性を確保いたします。

7. 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制（会社法施行規則第100条第3項第3号）ならびにその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則第100条第3項第4号）

当社では、取締役および使用人が職務執行の状況について、監査役に定期的に報告を行い、特に会社の重要事項については、その都度報告を行っております。

また、前記に関わらず、監査役は取締役および使用人に対し、必要に応じて随時、報告を求めることができるものとされており、今後、監査がさらに実効的に行うことができるよう、各関係部門の協力体制を整えてまいります。

以 上